

# 東金税務署から 確定申告に関するお知らせ

令和4年分の確定申告の日(税(第3期分))は4月24日(月)時や会場等をお知らせします。  
なお、市で行う所得税・住民税の申告相談会の案内等は、広報2月号に掲載予定です。

## ◆申告と納税の期限

- ▼所得税・復興特別所得税 2月16日(木)～3月15日(水)
- ▼消費税・地方消費税 3月31日(金)まで
- ▼贈与税 2月1日(水)～3月15日(水)
- ▼所得税等・個人事業者の消費税等の納税は、振替納税が便利です

振替日  
申告所得税・復興特別所得税などの申告書を作成し、マ

「東京国税局業務センター千葉西分室」宛  
e-Tax申告・納税  
国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得

## 令和5年度償却資産(固定資産税)の申告を忘れずに

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産をいい、固定資産税の課税対象となります。会社や個人が事業(工場、商店、建設業、アパート経営、農業等)のために所有している構築物や機械、器具、備品等が対象となります。  
毎年1月1日(賦課期日)現在で市内に償却資産を所有している方は、規定により申告する必要があります。  
また、所有している資産の課税標準額が150万円未満になると見込まれる場合でも、事業用として使用されている間は申告する必要があります。  
詳細は問い合わせください。

※太陽光発電設備について、発電出力が10kw以上の余剰売電または全量売電の場合は、償却資産に該当し申告が必要となります。  
※事業の休廃止により、事業の用に供していない資産がある場合は、固定資産として課税対象外となりますので、減少の申告をお願いします。  
※「eLTAX」による電子申告も利用できます。  
▶申告期限=1月31日(火)  
※郵送の場合は、1月31日(火)消印有効。  
☎0475(70)0322

イナバーカードを使用してオンラインで提出できます。マインポータル連携をすると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書へ自動で入力することができま

納税は「スマホアプリ納付(Pay払い)」や「振替納税」が便利です。ぜひご利用ください。  
※マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンが必要です。

在来地・東金市東岩崎1-5) ※スマートフォンによるe-Tax申告を推奨しています。スマホとマイナンバーカードをお持ちの方は持参ください。



▲自宅等からe-Tax申告確定



▲スマートフォンでe-Tax申告確定



▲スマホアプリ納付の手続き

確定申告書作成コーナー、e-Taxソフトの使い方、e-Tax作成コーナーへルピデスク

0570(01)5901  
マイナンバーカードに係るICカードリーダーやパソコンの設定、対応機種などマイナンバー総合フリーダイヤル

0120(95)0178  
申告書作成会場の開設  
日時 2月16日(木)～3月15日(水) 9時～17時(受付8時30分～16時) ※土・祝日を除く。

会場 東金商工会館1階(所



9時30分～12時、13時～16時 ※各日80人。  
会場 保健文化センター3階ホール

※混雑回避のため入場整理券を配布します。状況により受付を早く締め切る場合があります。入場整理券は当日会場で配付するほか、LINEで事前発行ができます。ぜひ事前発行をご利用ください。

※混雑回避のため、2月の中の来場にご協力ください。  
※還付申告は、申告書作成会場開設前から東金税務署で相談を受け付けています。

※申告書作成会場の開設期間は、申告書作成会場と税務署の駐車場は利用できません。東金駅東口の「マン

スリートタイムズ東金駅前第3駐車場」を無料で利用できますが、台数に限りがありますので、公共交通機関の利用にご協力ください。

身障者用駐車スペースを利用の際は、申告書作成会場の職員または税務署の警備員にお声掛けください。

※申告書等の提出も受け付けます。  
※申告書の「控用」に収受印が必要な場合は、「提出用」と一緒に提出してください。

後日「控用」に収受印を押印することはできません。  
※確定申告書等を税務署へ提出する際は、毎回マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類と身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。

税理士による無料申告相談  
日時 2月2日(木)、3日(金)

受けており、給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方  
②か所以上から給与の支払を受けており、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整しなかった給与の収入と、給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方  
※給与収入の合計額から雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、かつ、給与所得・退職所得以外の所得金額が20万円以下の方は、申告は不要です。

④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている方  
⑤災害減免法により所得税・復興特別所得の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方  
⑥在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税・復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている方  
⑦退職所得の税額を正規の方法で計算した場合、税額が源泉徴収された金額よりも多くなる方  
⑧公的年金等に係る雑所得がある方  
公的年金等に係る雑所得のみで、その金額から所得控除を差し引くと、残額がある方は確定申告書の提出が必要です。

ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、その全部が源泉徴収の対象となる場合に、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税・復興特別所得税の確定申告は必要ありません。  
※1 所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な場合に「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方  
※2 所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な場合も、住民税の申告が必要ない場合があります。詳細は市税務課市民税班にお問い合わせください。

③(1)～(2)以外の方  
各所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除と住宅借入金特別控除の合計額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の提出が必要です(控除しきれなかった外国税額控除の額、源泉徴収税額または予定納税のある場合を除く)。  
※(1)～(3)以外にも申告書の提出が必要な場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

④(1)～(3)に該当する個人事業者の方は、令和4年分の消費税等の課税事業者に該当し、申告書の提出が必要となります。  
⑤令和2年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方  
⑥特定期間(令和3年1月1日～6月30日)の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方  
※特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。  
⑦令和2年分の課税売上高が1,000万円以下の個人事業者で、令和3年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方  
⑧(贈与税)  
(1)令和4年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方  
(2)財産の贈与を受けた方で、配偶者控除の特例を適用する方  
(3)財産の贈与を受けた方で、相続時精算課税を適用する方  
(4)財産の贈与を受けた方で、住宅取得等資金の非課税を適用する方  
※「相続時精算課税」制度や「住宅取得資金の非課税」制度を適用する場合は、期限内申告が必要です。

◆キャッシュレス納付  
国税の納付は「スマホアプリ納付(Pay払い)」や「振替納税」が便利です。e-Taxで申告してインターネットバンキングやATMで納付する方法や、インターネットを利用してクレジットカードで納付する方法もあります。詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。  
☎28318585  
東金市東新宿1-1-12  
東金税務署  
☎0475(52)3121

確定申告書の提出が必要な方  
①給与所得がある方  
②1か所から給与の支払いを受ける方  
③所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
④所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑤所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑥所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑦所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑧所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑨所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑩所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方

確定申告書の提出が必要な方  
①給与所得がある方  
②1か所から給与の支払いを受ける方  
③所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
④所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑤所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑥所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑦所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑧所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑨所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑩所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方

確定申告書の提出が必要な方  
①給与所得がある方  
②1か所から給与の支払いを受ける方  
③所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
④所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑤所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑥所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑦所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑧所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑨所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑩所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方

確定申告書の提出が必要な方  
①給与所得がある方  
②1か所から給与の支払いを受ける方  
③所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
④所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑤所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑥所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑦所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑧所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑨所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方  
⑩所得税・復興特別所得税の確定申告が必要な方

